

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善計画

当院では、提供する医療の実情を踏まえ、関係職種間で適切な役割分担の検討を進め、良質な医療の提供はもとより、医師、看護師等の医療関係職がその専門性をより発揮できる快適な職場環境の形成かつ効率的、継続的に業務運営の実施を図る。今年度、看護職員の負担の軽減及び必要に応じた処遇の改善を目的に下記により取り組む体制とする。

1.看護師と多職種との業務分担

(1)薬剤科(薬剤師)

- ①病棟への薬剤の払出しは点滴、注射等を搬入し、病棟看護職員の負担の軽減を図る。
- ②薬剤の効能効果、用法用量など最新情報が迅速に閲覧できるよう工夫、適切に管理する。

(2)臨床検査科(臨床検査技師)

- ・行動制限対象者、介護度が高い高齢者が多く入院している。心電図等の検査及び実施可能な検査は病棟内で実施し、看護職員の負担の軽減を図る。

(3)放射線科(診療放射線技師)

- ・放射線等機器の安全性を確保することで患者への検査時等負担を軽減することで病棟看護職員の負担の軽減を図る。

(4)社会事業科(精神保健福祉士)

- ・入院手続き、入院後の療養生活相談等各相談に応じ、安心して療養生活を送れるように支援することで看護職員の負担の軽減を図る。

(5)作業療法科(作業療法士)

- ・病棟から作業療法フロアへの移動等に関わり、作業療法を通じて身体機能の向上、ADL 動作の向上により看護職員の負担の軽減を図る。

(6)栄養科(管理栄養士)

- ・入院療養生活で栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて栄養管理計画を見直す。また、特別な栄養管理が必要と判断される患者について、栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した食事の提供を図る等、看護職員の負担の軽減を図る。

(7)事務職

- ・入院等来院者への受付、総合案内を事務職が窓口業務として適切、丁寧に行う事で病棟勤務等看護師が本来の看護業務に専念できるように看護職員の負担の軽減を図る。

2.看護要員の増員

・看護補助者の配置

看護補助者を適正に配置、活用し、看護職員の業務負担の軽減を図る。

病棟内においては、看護職員が行う書類・伝票の整理・作成の代行や診療録の準備等についても業務分担を推進する。

・主として事務的業務を 5 割以上占める看護補助者の配置

病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理作成代行等の業務を行い看護職員の負担軽減を図る。

3.妊娠、子育て中の看護職員に対して配慮

(1)出産後、職場へのスムーズな復帰を促すため計画的に勤務実施する。

(2)妊娠中、本人の申請により夜勤の勤務を免除する。

(3)小学校就学の始期に達するまでの子のある職員は、職員の勤務時間等に関する条例により、夜勤勤務及び時間外勤務を制限する。

(4)育児短時間勤務については、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく。

4.その他

(1)看護配置基準(15 対 1)(精神療養)を維持できるよう看護職員数を適正に管理し、職員 1 人当たりの業務負担を軽減するとともに、年休等休暇が取得しやすい体制を整備する。

(2)女性看護職員更衣室の改善を図り以て、労働環境の整備を実施する。

(3)労働環境の改善を図るため、夜勤 3 人体制を確保する。

(4)看護師の初任者看護師指導者研修会への参加を実施し、新人看護師の専門分野の知識、技術等の習得を支援する。

(5)看護師確保に向け、奨学金貸与制度を周知し看護師資格取得を促す。

5.役割分担推進のための委員会

(1)役割分担推進のための委員会は「安全衛生委員会」とする。

(2)当計画の実施状況等について、年 1 回以上委員会に報告し審議を行う。

(3)参加職種は次のとおりとする。 医師、看護師、診療技術職員、事務職員

6.計画達成の目標年度

令和 8 年度

<問い合わせ>所 属 先:笠松病院 事務部事業担当

電話番号:018-828-2258(内線 100)ファックス番号:018-828-5557